

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち				節	第1節 水辺環境の整備・活用				責任者	所属	環境保全課		
基本施策	水辺環境の整備・活用				総合計画書記載ページ	P96-99				(記入者)	氏名	西井上 剛		
施策がめざす将来の姿	●市民との協働により、多様な生き物が生息しやすい水辺環境が守られています。				基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブなど市民団体と協働し、水辺まつりや水生生物調査を行い、水辺の生物多様性の保全や水辺環境教育に努めた。 ・県とともに天保橋の護岸整備工事を、多自然川づくりにより実施した。 ・第3次五条川自然再生整備等基本計画の庁内推進組織である「岩倉市五条川自然再生整備等推進会議」を開催し、計画の推進を図った。								
	●環境学習等を通じて多くの市民が自然のすばらしさを理解し、自然を身近に感じています。													
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠		
	五条川などの水辺に親しみを感ずる市民の割合			%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27	H32
					H22	71.8	-	-	-	72.3	-	75.0	80.0	・市民アンケートによる。

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 五条川の保全・整備	指標生物に基づく水質階級	Ⅲ (H21)	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ				○
① 五条川の保全・整備	五条川の自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するために、五条川自然再生整備等基本計画を見直すとともに、計画に基づく護岸整備などを県に要望し、自然と共生した川づくりを市民とともに推進します。						第3次五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）を推進する庁内組織である、岩倉市五条川自然再生整備等推進会議を平成27年7月に開催し、関係部署と情報の共有を図り、進捗状況を確認した。 第3次計画に基づき、県とともに五条川右岸の大市場橋南の堤防道路の整備事業及び天保橋の護岸整備を進めた。また、岩倉の水辺を守る会の要望により、県が五条川の低水路の創出整備を進めた。 五条川下流部清掃を対岸の北名古屋市に働き掛け、合同実施の実現に向けて合意できた。	第3次計画の実現のため、より一層の市民・事業者との協働が必要。また、県や近隣市町との広域的な連携・協力を図る必要がある。 北名古屋市との事業の合同実施で合意できたが、日程調整が課題である。	引き続き、岩倉市五条川自然再生整備等推進会議で、関係部署と情報の共有を図るとともに、市民、事業者、県などとの連携・協力体制の仕組みづくりを検討する。 第3次計画に基づき、進行している事業を推進し、他の施策も実施していく。	○
(2) 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用	矢戸川大市場橋地点のBOD値	2.7 mg/ℓ (H21)	2.6 mg/ℓ	3.0 mg/ℓ	2.1 mg/ℓ	2.3 mg/ℓ				◎
① 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用	巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用を図るために、関係機関との調整を行いながら、水辺環境整備などを促進します。また、アダプトプログラムなどを通じて市民や市民団体などと協働により環境の美化に努めます。						岩倉団地自治会が中心となり、市民や市民団体と協働して、矢戸川の清掃を行い、水辺環境の保全に取り組んでいる。	河川管理者である愛知県や小牧市などの関係機関との調整を図りながら、水辺環境整備を推進していく必要がある。 五条川を中心に活動する市民や市民団体を中心に啓発を推進し、矢戸川等への活動範囲の拡大も視野に入れながらアダプトプログラム等の新規参加を募るなど、市民との協働による環境美化活動を推進する必要がある。	県や関係市町と調整を図りながら、水辺環境整備を推進していく。 アダプトプログラム等の新規参加を募るなど、市民との協働による環境美化活動を推進していく。	◎
(3) 水辺環境のネットワーク化										○
① 水と緑のネットワーク化	豊かな自然環境を守り育てるために、五条川や矢戸川、巾下川を中心とする水資源と、桜並木や街路樹などの市街地に点在する緑資源のネットワーク化を図ります。また、自然生態園や学校ビオトープ、農地なども含めて、五条川を中心としたビオトープネットワークの形成に努めます。						岩倉の水辺を守る会や岩倉五条川桜並木保存会などの市民団体と協働し、五条川を保全・整備する活動を行っている。 自然生態園を適正に管理し、環境や生物の多様性の維持に努めている。	ビオトープネットワークの形成について、検討する必要がある。	引き続き、ビオトープネットワークの形成について、必要な施策を検討していく。	○
② 水辺の生物多様性の保全	生態系に配慮して水辺の生物の多様性を保全するために、自然再生や生物の保護育成をはじめ、水質の浄化や冬季における五条川の流量拡大、低水路の確保、多自然型河川整備などの取組を関係機関に要望します。						岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブと連携して、水辺の生物の多様性の保全に努めている。 平成26年度に引き続き、岩倉の水辺を守る会の要望に	更なる低水路の確保、五条川の流量拡大、自然と共生した水辺環境整備の取組について、関係機関に要望していく必要がある。	引き続き、低水路の確保、五条川の流量拡大、自然と共生した水辺環境	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
							より県が五条川の低水路の創出整備を進めた。 平成27年11月に岩倉の水辺を守る会と協働で、外来生物調査としてカメの生息調査を実施し、捕獲した外来生物を駆除した。 県とともに天保橋の護岸整備工事を、多自然川づくりにより実施した。		整備の取組について、関係機関に要望していく。	
(4) 市民活動への支援と広域的な連携	水辺まつり参加者数	706人 (H20)	550人	550人	600人	800人				○
① 環境ボランティア・市民活動団体の育成・支援	市民主体の環境保全活動を推進するため、環境ボランティアの育成や市民活動団体との連携・支援を行います。						市民主体の環境保全活動を推進するため、五条川親水事業等により岩倉の水辺を守る会との連携や支援に努めている。 市民がアダプトプログラムとして五条川の清掃を行った。 岩倉ナチュラリストクラブと協働で五条川水生生物調査を行った。	岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブとの連携・支援の充実やその他の団体等の育成が課題である。	岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブとの連携や支援を充実させ、その他の団体等の育成に努める。	○
② 水辺環境教育の充実	市民団体などとの連携により、小学校における水生生物調査や学校ジオトープなどを水辺環境の大切さについて学ぶ場とするとともに、水辺まつりや親子自然探検隊、クリーンアップ五条川などの市民団体による環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発を図ります。						五条川小学校や曾野小学校における水生生物調査のほか、市民団体との協働によるイベント（水辺まつり、環境フェア等）においても水辺環境の大切さを学ぶ場を設け、意識啓発に努めている。	環境イベント等への参加者を増やすことが必要である。	小学校における水生生物調査や市民団体による環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発に努める。	○
③ 広域連携の強化	広域的な観点から水辺環境の整備・活用を一体的に進めるために、県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを積極的に推進します。						五条川流域市町の河川に関するイベント情報などを収集し、流域市町に発信している。 毎年、尾張西部環境保全連絡協議会において、合同で広域的な水質調査を実施しており、岩倉市内でも五条川を始めとして9ヶ所で調査を実施している。 五条川下流部清掃を対岸の北名古屋市に働き掛け、合同実施の実現に向けて合意できた。	県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを、より一層進める必要がある。	県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを行っている。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第2節 公園・緑地	責任者	(記入者)	所属	氏名	維持管理課	西垣 正則					
基本施策	公園・緑地	総合計画書記載ページ	p100-103											
施策がめざす 将来の姿	●暮らしの身近な場所に、市民のだれもが気軽に憩える公園や緑地があります。		基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・既存公園の魅力化・長寿命化を図るため平成23年度に岩倉市公園長寿命化計画を策定し事業を進め、中央公園のベンチ・公園灯を、御土井公園の遊具・ベンチ・公園灯を更新し、公園の魅力がアップした。 ・主要地方道春日井一宮線高架下の用地を活用し、都市公園として面積約1,200㎡の「ござんじ公園」を整備し、平成28年3月31日現在で市民1人当たりの面積が1.05㎡となり、身近に憩える公園が増えた。 ・平成27年12月16日に新たな都市計画公園として「石仏公園」の都市計画決定告示を行った。 ・保護樹林については、新規指定がない一方で指定解除が相次いでいることから、維持管理の支援拡大のため、現行制度の見直しを行った。										
	●地域住民が自ら担い手となって、地域の公園が守り育てられています。													
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値					目標値		算出根拠	
	身近な公園・緑地の多さに満足している市民の割合		%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32		・市民意向調査による。
				20	76.6	-	-	77.1	-	-	79.0	82.0		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価		
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）				
個別施策の名称	個別施策の内容												
(1) 公園・緑地整備	公園等の整備・管理に満足している市民の割合	72.3% (H20)	-	74.3%	-	75%	市内では18箇所目の都市公園として「ござんじ公園」を平成28年3月1日に整備完了するとともに、新たな都市計画公園として「石仏公園」の都市計画決定を行い、公園・緑地の確保と適正配置に努めた。 遊具の点検を計画的に行い、不良箇所は適宜補修を実施し、遊具の安全の確保に努めた。 中央公園のベンチ・公園灯を、御土井公園の遊具・ベンチ・公園灯を更新し、既存公園の魅力がアップした。			「石仏公園」の早期整備を目指しているが、依然として一人あたりの公園面積は県平均を大きく下回っている状況にある。	引き続き、公園・緑地の確保と適正配置に努める。	○	
	多目的トイレが整備された公園数	11園 (H21)	13園	16園	16園	13園							
① 公園・緑地の整備	公園・緑地の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、緑の基本計画の見直しを図り、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。												
② 既存公園の魅力化・長寿命化	地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、地域住民のニーズを反映させた特色ある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図るため、公園施設長寿命化計画を策定します。							社会資本整備交付金対象事業として長寿命化計画に沿って遊具等の更新を実施してきたが、平成28年度以降、交付対象要件を満たさなくなり、当初の計画より遅れることとなるため、岩倉市公園長寿命化計画を見直す必要がある。	引き続き、遊具の点検を計画的に行うとともに補修を実施する。 更新が必要な遊具等は、適宜更新をしていく。	○			
③ 水と緑のネットワーク化	「水辺環境の整備・活用」の再掲 (P98)												
(2) 公園・緑地の維持・管理	アダプトプログラムの清掃が実施されている公園数	8園 (H21)	7園	7園	7園	10園	アダプトプログラムとして清掃が実施されている公園数は基準年度より減っているが、アダプトプログラム参加団体は平成26年度から1団体増加した。			あくまでもボランティアによる清掃のため、公園ごとの清掃頻度に差がある。また、公園を利用する機会の多い子育て世代の参加が少ないことが課題である。	引き続き、地域の方に愛着を持っていただくよう、地元区への委託や、アダプトプログラム等による清掃参加の啓発を行う。	○	
① 市民参加による公園の維持・管理	身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地元区に植栽や公園施設の維持・管理業務を委託するなど、地域単位での主体的な公園の維持・管理を推進します。また、アダプトプログラムや花のあるまちづくり事業などを活用して、市民やボランティア団体などの参加と協力により清掃等が行われる公園の拡充に努めます。												
② 公園・緑地への美化意識の向上	広報紙やホームページ、学校教育や生涯学習活動等を通じて公園・緑地の美化の啓発に努めます。												アダプトプログラムによる公園美化について、広報紙に掲載しており、ホームページでも啓発を行っている。
(3) 緑の保全・育成	公共施設緑化率	3.8% (H21)	3.8%	-	14.5%	4.0%					○		
	保護樹	92本 (H21)	90本	88本	88本	95本							
	保護樹林	9か所 (H21)	9か所	9か所	9か所	10か所							

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 既存の緑の保全	地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの緑を守るため、保護樹・保護樹林の指定制度を活用して社寺境内等の樹木や樹林、あるいは、屋敷林など民有地の緑を保全します。						保護樹等について、維持管理ができなくなった等の理由から指定解除が続いていたため、新たに剪定費補助金の創設や第三者保険へ加入するなど維持管理に重点を置いた制度の見直しを平成27年度に行い、平成28年度予算に反映させた。	初めて制度の見直しを行ったが、引き続き検証が必要である。	保護樹林はすべて高木であることから維持管理を如何に行うかが重要であるため、有効な支援となるように制度の検証を行っていく。	○
② 公共施設の緑化推進	新たな緑を育成していくため、公共施設のオープンスペースにおける植栽や道路の街路樹などの緑化を推進します。						新設及び改築する公共施設では市の指導要綱以上の緑地面積を確保することとしており、都市計画道路の整備にあたっては緑の基本計画に基づき街路樹の植栽を計画している。	緑化を新設する以上に既存緑地における枯木部分への補植が増加しており、公共緑化率が伸び悩んでいる。	緑の基本計画に位置づけられている幹線道路の街路樹について、未整備箇所の設置についても検討を行う。	△
③ 住宅地の緑化促進	うるおいとゆとりのある生活と地球温暖化防止などのために、緑を積極的に取り入れた住宅の建設に関する啓発や情報の提供に努めます。						市の宅地開発等指導要綱においては一定規模以上の住宅開発に対して緑地の整備をすることとしている。	指導要綱に該当しない住宅建設に対しては、指導対象とならない。また、指導要綱により設置した緑地も追跡調査を行っていないため、緑地として継続しているか確認できていない。	一過性の対応とならないよう所有者等に対する啓発に努める。	△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第3節 環境保全			責任者	所属	環境保全課			
基本施策	1 総合的な環境政策の推進			総合計画書記載ページ	P104-107			(記入者)	氏名	西井上 剛			
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者・行政それぞれが、地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。</li> <li>●身近な自然環境において多様な動植物の生息環境が守られ、自然とふれあえる場所が増えています。</li> </ul>			基本施策の実施状況・成果【総括的評価】			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月に第4次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画の変更を行い、第2次岩倉市生活排水処理基本計画も策定した。</li> <li>環境基本計画に基づき、リーディング事業の一つである、外来生物駆除事業や節電でリサイクル運動に取り組めた。</li> <li>第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画に取り組み、温室効果ガス目標削減率5.0%を、大きく上回る13.1%の削減を達成した。(平成26年度実績)</li> <li>自然生態園や五条川での生物調査やイベントを行い、環境保全や環境学習に努めた。中でも、自然生態園では、20周年記念講演会や新規イベントである蚊帳で遊ぼうを行った。</li> </ul>						
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠	
					年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27
	二酸化炭素(CO2)削減やリサイクルなどの環境対策に満足している市民の割合			%	H20	77.5	-	-	78.9	-	-	80.0	85.0
身近な自然環境において多様な動植物の生息環境が守られ、自然とふれあえる場所が増えています。			%	H22	50.3	-	-	-	47.5	-	55.0	60.0	・市民アンケートによる。

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題(新たな課題)			
個別施策の名称	個別施策の内容											
(1) 総合的な環境施策の推進	環境基本計画策定	-	策定	策定	策定	策定					○	
	地球温暖化対策地域推進計画策定	-	未策定	未策定	未策定	-						
① 環境対策指針等の策定	様々な環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境基本条例の制定や環境基本計画の策定を進めるとともに、地域における地球環境保全の施策を具体化する行動計画として地球温暖化対策地域推進計画を策定します。また、一般廃棄物処理計画などの既存計画の見直しを進めて、環境施策の継続的な推進を図ります。						平成28年3月に第4次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画の変更を行った。 平成28年3月に第2次岩倉市生活排水処理基本計画を策定した。			地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けた調査・研究が必要である。	地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けた調査・研究を行っていく。	○
② 環境施策の推進体制の強化	地域における環境保全活動・地球温暖化防止活動の普及・啓発を進めながら、環境施策の着実な推進を図るために、環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、関係部署による計画推進組織の充実や関係機関との連携を強化します。						地球温暖化対策推進委員会を中心として、一事業所として空調の適温化等の各種節電対策、LED照明など新エネルギー設備や省エネ機器の導入の推進などの地球温暖化防止対策に取り組み、第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス目標削減率5.0%を、大きく上回る13.1%の削減を達成した。(平成26年度実績)			県からの権限移譲が増えたため、業務の専門性が高まっており、専門職員の配置も含めた検討が必要である。	引き続き、第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画に取り組み、環境施策の着実な推進を図る。	○
(2) 地球温暖化防止の推進	住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	21件(H21)	95件	73件	51件	60件					○	
	公共施設における緑のカーテン設置箇所数	2か所(H21)	16か所	16か所	18か所	26か所						
① 環境保全率先行動の推進	地球温暖化対策実行計画の見直しを行い、環境配慮型製品の購入などの市の率先行動を一層推進します。また、これまでの実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝え、地域における自主的な行動を促します。						第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画に基づき、さわやかエコスタイルキャンペーンなど、環境に配慮した取り組みを行った。 CO2削減ライトダウンキャンペーンの実施により、地球温暖化防止対策を実施する契機を、市民にわかりやすく周知した。 市が公共施設の太陽光発電屋根貸し事業に取り組み、再生可能エネルギーの利用促進のPRを図った。			実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝える必要がある。	実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝えていく。	○
② 屋上緑化・壁面緑化の推進	地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に効果のある屋上緑化・壁面緑化を公共施設に率先して導入します。また、市民や事業者に対しても、住宅地やオフィスビル、工場などにおける屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。						緑のカーテン事業として、公共施設18か所で緑のカーテンを設置した。市民や事業者への緑のカーテン設置の普及のため、ゴーヤ苗の配布や優秀作品の表彰などの緑のカーテンコンテストを実施した。			市民・事業者に対する屋上緑化・壁面緑化の普及拡大が課題である。 公共施設において緑のカーテンを実施できていない施設があるため、増やしていく必要がある。	公共施設での緑のカーテン設置箇所数を増やしていく。 市民・事業者に対する屋上緑化・壁面緑化の普	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
③ 環境にやさしいライフスタイルの促進	家庭や地域において環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図るために、エコマーク商品の購入や省エネ型家電への転換などエコライフに関する様々な知識や情報、技術を紹介するとともに、太陽光発電システムやエコカーなどの環境配慮型の技術・製品の利用促進を図るための情報提供や助成事業などを推進します。						<p>広報紙で環境マークについて紹介するなど、エコマーク商品の啓発に努めた。</p> <p>住宅用太陽光発電システム設置補助制度によって支援しており、補助内容は上限5kW、1kWにつき16,000円とした。</p> <p>環境フェアで「あいちエコチャレンジ 21」県民運動の一環として、地球温暖化防止をテーマとするブースを出展した。</p> <p>市民に節電の取り組みを促すため、平成27年度から節電でリサイクル運動を実施した。</p>		住宅用太陽光発電システム以外の環境配慮型の技術・製品の利用促進を図る必要がある。	住宅用太陽光発電システム以外の環境配慮型の技術・製品の利用促進を図るための取組を検討していく。	○
(3) 生物多様性の保全	自然生態園で生息するトンボの種類	18種 (H21)	15種	15種	13種	26種				○	
	環境フェア参加者数	897人 (H21)	750人	743人	662人	1,000人				○	
① 身近な生物多様性の保全	生物多様性の保全を図るとともに、子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生物調査や環境保全などの取組を推進します。また、生物多様性と外来生物の問題に対する知識を深めるため、市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査等を実施します。						<p>子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、岩倉ナチュラリストクラブと連携を図りながら、自然生態園における生物調査やトンボ池の底干しなどに取り組んだ。</p> <p>平成27年11月に岩倉の水辺を守る会と協働で、外来生物調査としてカメの生息調査を実施し、捕獲した外来生物を駆除した。</p>		市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査を自然生態園や五条川以外で行う必要がある。	市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査を自然生態園や五条川以外で行っていく。	○
② 環境学習の推進	市民一人ひとりが環境保全の担い手となることができるように、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園や五条川等を拠点として環境学習などのプログラムや情報提供を充実します。						<p>岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブと連携を図りながら、五条川での水辺まつりや自然生態園での20周年記念講演会などのイベントを開催し、環境学習に取り組んだ。</p>		特になし。	環境学習などのプログラムや情報提供を引き続き実施していく。	◎
③ 市民や事業者との協働関係の強化	地域ぐるみによる自然環境の保全を推進するために、自然や環境に関わる市民の自主的な活動の促進・支援を図ります。また、市民・事業者・行政が相互に役割を果たしながら協働により環境保全に取り組んでいけるよう、市民団体等による協議組織の設立に努めます。						<p>環境フェアを市民・事業者・行政の協働による実行委員会形式で運営し、環境問題に取り組んだ。</p> <p>自然生態園を利用した岩倉ナチュラリストクラブの活動を支援した。</p>		市民団体等による協議組織の設立の必要性を含めた検討の必要がある。	市民団体等による協議組織の設立の必要性を含めた検討を行っていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第3節 環境保全	責任者	所属	環境保全課							
基本施策	2 廃棄物・リサイクル	総合計画書記載ページ	p108-111	(記入者)	氏名	西井上 剛							
施策がめざす 将来の姿	●市民や事業者、行政が協働して3Rの取組を推進し、循環型社会が構築されています。		基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・民間業者の自主回収、回収拠点の設置等により資源化率が低下している状況のなか、市民の資源排出機会を増やす施策の一環として日曜資源回収の拡大や小型家電の回収等資源化率向上のための施策を市として実施してきたところであるが、平成27年4月より常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」を開設し、更なる市民の資源排出機会の増加を図った。									
				・不法投棄対策として移動式不法投棄防犯カメラの設置を行ってきたが、近年ごみ集積場所へのルール違反が目立ち、その対策として区から要望をうけた集積場所へのカメラの設置を実施した。									
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠		
				年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27	H32
	市民1人当たりのごみ排出量		g/日	H21	504	494	486	483	476	467		450	400
ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合		%	H22	73.1	-	-	-	65.5	-	75.0	78.0	・市民アンケートによる	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) ごみの減量化・資源化	ごみの資源化率	28.5% (H21)	25.7%	23.0%	21.3%	31.0%				○	
	レジ袋辞退率	89.5% (H21)	88.5%	89.8%	88.4%	90.0%					
① 3Rの推進と情報発信	<p>広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、分別収集の徹底やレアメタル含有製品、BDF生成用廃食用油の回収などの分別品目の拡大、環境配慮型の製品や再生品の使用推進などによって3Rを推進し、ごみの減量化・資源化を一層推進します。</p>						<p>広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を行っている。分別品目の拡大として、平成24年度から小型家電の回収を始めた。平成27年度からe-ライフプラザでの廃食用油の回収を始めるとともに、認定事業者と協定を結び家庭系パソコンを回収できるようになり、市民の資源排出機会は増えている。</p>		<p>資源の民間による自主回収、回収拠点の設置等によりごみの資源化率が低下している。行政回収や団体回収を利用してもらうため市民の資源排出機会を増やすとともに、市民への利用の呼びかけや利用しやすいの調査研究が必要となる。</p>	<p>中間見直し後の基本計画において資源化率の目標値を公共分に限定して設定したが、民間に流れている資源化量の把握も行い、実質ベースでの市民の資源排出量の把握に努める。</p>	○
②事業所におけるごみの減量化・資源化	<p>事業系ごみの減量及び資源化のPRを行うとともに、減量計画書の作成、レジ袋の有料化の推進、適正包装の普及、ごみの自主回収などについて訪問指導を行い、事業所から発生するごみの減量化・資源化に努めます。</p>						<p>大規模事業所には毎年減量計画書の提出を求めるとともに廃棄物管理責任者を選任してもらい、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当してもらっている。平成24年度にごみ処理に関するアンケートを実施し、その他の事業所についても、必要に応じ戸別訪問を実施し、減量及び適正処理を求めている。レジ袋の有料化については、新たな事業所に対し、参加を働きかけた。レジ袋辞退率については、高い値で推移している。平成27年度に事業者向けごみの出し方パンフレットを作成した。</p>		<p>事業系ごみの適正処理（市の集積所に出さずに許可業者に依頼する）の促進が課題である。レジ袋辞退率は高い値で推移しているが、他店競合等の理由で協力店からの辞退が出ており、活動の拡大が課題となっている。</p>	<p>事業系ごみの減量及び資源化の為に、事業者向けごみの出し方パンフレットの活用、小牧岩倉衛生組合で行われるごみ内容物調査の結果を踏まえた指導等に努める。レジ袋の有料化については、参加店舗に対する継続の呼びかけと新規の参加店舗の開拓に努める。</p>	○
③リサイクル拠点の充実	<p>3R活動の普及・啓発を図るために、リサイクル工房を拠点として粗大ごみの修理再生によるリサイクル品の充実を進めるとともに、施設内や市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。</p>						<p>市民の利便性を図るため平成23年7月から毎月1回の日曜資源回収を開始し、平成25年11月から月4回の実施まで拡大している。平成27年度から平日の資源回収の拠点として「e-ライフプラザ」を開設し、利用人数は増加傾向にある。環境フェアにおいて、食器等のリサイクル品の展示・販売を実施した。</p>		<p>e-ライフプラザについては、日曜資源回収に比べるとまだ市民の認知度が高いとはいえない状況である。</p>	<p>e-ライフプラザの利用を更に促すため、市民へのPRを積極的に行い、資源化率の向上を図る。</p>	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
④生ごみ等堆肥化の推進	生ごみの減量・資源化を推進するために、生ごみ処理機器の普及を促進するとともに、市民団体等の活動を支援しながらぼかしの普及と使用促進に努めます。また、樹木の剪定枝や落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。						市民団体と協働で、ぼかしを用いた生ごみ堆肥化の事業である「フラワーリサイクル事業」を、平成27年4月現在49人のモニターの協力により実施している。 生ごみ処理機の購入補助制度により、生ごみの減量化を支援しており、平成27年度に4台の補助を実施した。		フラワーリサイクル事業について、現在のビニールハウスでは堆肥化できる生ごみの量に限度がある。	フラワーリサイクル事業の今後の展開と市民団体の自立と支援の方法等を検討していく。 剪定枝や落ち葉の資源化・堆肥化については、引き続き、調査・研究を継続する。	○
⑤市民団体との連携・支援	地域ぐるみでごみの減量と資源化を進めるために、3R活動などの環境関連の活動に取り組む市民団体との連携を図るとともに、こうした市民主体の活動が充実するように、組織づくりや自主的な活動を支援します。						ごみ減量化・資源化を図るため、3R活動に取り組む市民団体と連携し、環境フェア（25団体参加）やクリーンチェックいわくら（179団体参加）を実施するなど、市民主体の自主的活動を支援した。		特になし。	引き続き、市民団体活動の支援に努める。	◎
(2) 廃棄物の適正処理	不法投棄件数	28件 (H21)	16件	10件	7件	23件				◎	
① 廃棄物不法投棄対策	廃棄物の不法投棄を防止するために、警察や県等の関係機関や地域と連携を図りながら、警告看板やパトロール等による周知・啓発を行うとともに、早期の発見及び回収を実施します。						平成24、25年度で、移動式不法投棄防犯カメラを4台購入し、不法投棄重点対策地域や地元からの要望のあった場所に移動式不法投棄防犯カメラを設置することにより、不法投棄が減少した。警察や地域と連携を図りながら、警告看板やパトロール等による周知・啓発に努めた。		施策の実施により不法投棄抑制の効果が現れているが、当施策を継続させていくための移動式不法投棄防犯カメラのメンテナンスや台数の確保が課題となる。	今後も移動式不法投棄防犯カメラをはじめとした対策を実施することにより、不法投棄抑制を維持継続させていく。	◎
②ごみ処理施設の整備	小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営及び計画的な施設の更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。また、ごみ処理費用負担の適正化について調査・検討を行います。						小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設については、平成23年度より施設更新工事に着手し、平成26年度に竣工、平成27年度より供用を開始した。		引き続き、計画的な整備に努めていく必要がある。	平成30年度まで、第2期工事として旧施設の解体工事やストックヤード等関連施設の整備工事等を実施する。	◎
③し尿処理施設の整備	愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。また、し尿処理施設からの処理水の適正処理について検討を行います。						愛北広域事務組合し尿処理施設の管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行っている。五条川右岸浄化センターへ処理水の放流を行っている。		特になし。	引き続き、一部事務組合において、適正に管理運営していく。	◎



第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第3節 環境保全			責任者	所属	環境保全課				
基本施策	3 生活環境の向上			総合計画書記載ページ	P112-114			(記入者)	氏名	西井上 剛				
施策がめざす 将来の姿	●公害のない環境が保全され、快適で安全なまちになっています。			基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・苦情に対し現地確認を行い、速やかに対応した。公害の防止のため、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。騒音・振動測定、水質調査、航空機騒音の測定を行った。 ・アダプトプログラムやクリーンチェックの実施により、市民参加による環境美化を行った。 ・愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めた。 ・イエローカード活動やタバコのポイ捨て防止・路上喫煙マナーアップキャンペーンを実施し、環境美化活動への意識啓発を行った。									
	●市民一人ひとりが環境美化活動に取り組み、清潔で美しいまちになっています。													
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠		
					年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27	H32
	公害（騒音・振動・水質汚濁等）の防止対策に満足している市民の割合			%	H20	74.9	-	-	74.9	-	-		75.0	80.0
空き地等の雑草の手入れの状態に満足している市民の割合			%	H20	71.2	-	-	70.3	-	-	80.0	85.0	・市民意向調査による。	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 公害対策の充実	公害苦情処理件数	98件 (H21)	88件	101件	84件	70件					○
	五条川待合橋地点のBOD値	2.5mg/l (H21)	3.1mg/l	2.0mg/l	1.4mg/l	2.5mg/l					○
① 生活型公害の防止	日常生活に起因する騒音や振動、悪臭、雑草などの公害については、実態の把握や個別指導を通じて速やかな解決を図ります。また、環境にやさしい生活・活動を促すための啓発・学習の取組を充実し、環境意識の高揚及び生活モラルの向上を図り、生活型公害の未然防止に努めます。						苦情に対し現地確認を行い、速やかに対応した結果、ほぼ短期間で解決できた。公害の防止のため、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。		新たな啓発や学習の取組を行うことが課題である。	引き続き、苦情には迅速に対応する。 新たな啓発や学習の取組に努める。	○
② 産業型公害の防止	工場から発生する騒音・振動等の事業活動に起因する公害を防止するため、迅速に実態調査を行うとともに、事業者自ら環境負荷の低減に努めるように公害防止施設・設備の整備や改善等の指導・要請を行います。						苦情に対し現地確認を行い、調査の結果、指導・要請を行った。公害の防止のため、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。		騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、営業停止などの強制力はないため、解決に時間がかかることが課題である。	引き続き、苦情には迅速に対応し、速やかに解決しない案件には、粘り強く指導・要請を行っていく。	○
③ 総合的な公害対策	大気汚染や水質汚濁、航空機騒音、振動等の測定調査により環境汚染や公害の実態監視を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。また、県と連携を図りながら法令等に基づき迅速に指導を行うなど発生源への防止対策を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。						環境汚染や公害の実態監視は、主要県道2か所における道路交通の騒音及び振動の測定調査の実施、五条川、矢戸川や主要水路など9か所の水質調査の実施、航空機騒音については、岩倉東小学校において定期的に測定を実施した。 悪臭苦情について、以前からの案件であった事業所を、県の予算で測定し、現状の数値を確認した。		騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、営業停止などの強制力はないため、解決に時間がかかることが課題である。	引き続き、主要県道の騒音、振動測定、五条川等9か所の水質調査、航空機騒音の測定を実施する。 必要に応じ、悪臭測定等を行う。	○
(2) 生活環境の保全	アダプトプログラム里親登録数	2,217人 (H21)	2,298人	2,300人	2,304人	2,700人					○
	クリーンチェックいわくら参加者数	8,366人 (H21)	7,455人	7,812人	7,753人	8,400人					○
① 市民参加による環境美化	より多くの市民が環境美化に取り組み、市民自らが清潔で美しいまちづくりの担い手となるよう、地域や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけるとともに、ポイ捨て・ふん害対策など美化活動への意識啓発を行います。						アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらの実施により、市民参加による環境美化に努めた。 岩倉の水辺を守る会と協働して、犬の飼い主へ意識啓発を行った。 イエローカード活動やタバコのポイ捨て防止・路上喫煙マナーアップキャンペーンを実施し、環境美化活動への意識啓発を行った。		アダプトプログラムの里親登録者とクリーンチェックいわくら参加者の増加が課題である。	アダプトプログラムの里親登録者とクリーンチェックいわくら参加者の増加を図っていく。	○
② 空き地の適正管理	空き地については、環境衛生だけでなく防火や防犯、景観等の面からも適正な管理が求められることから、実態把握及び所有者等に対する指導を徹底します。						岩倉市清潔で美しいまちづくり条例に基づき、苦情のあった空き地の現地確認をし、所有者等に対する指導を実施		空地（雑草含む）の苦情の件数が増えており、土地の適正管理を所有者に促すこと	引き続き、苦情には迅速に対応し、土地の適正	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
							した。	が課題である。 岩倉市清潔で美しいまちづくり条例では、雑草の繁茂の指導に限られるため、すべてのケースに対応することが困難である。	管理を所有者に促す。		
(3) 斎場の整備										◎	
① 斎場の整備	愛北広域事務組合の構成市として、斎場の計画的な整備・維持管理に努めるとともに、効率的・効果的な事業運営に努めます。						愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めた。		特になし。	引き続き、愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第4節 防災・防犯	責任者	所属	危機管理課						
基本施策	1 防災・浸水対策	総合計画書記載ページ	P115-118	(記入者)	氏名	隅田 昌輝						
施策がめざす 将来の姿	●行政の防災・危機管理能力が高まり、災害に対する不安が少ないまちになっています。	基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・自主防災会が主体となって実施する「地域合同防災訓練」については平成27年度も3小学校区で行ったが、終了後の意見交換会でも良い評価がされており、平成26年度の反省点を生かし訓練ができています。また、実施できていない東小学校区についても初めて東新町自主防災会と市職員が合同で訓練しており、今後さらに発展できるよう他の自主防災会にも働きかけが必要である。 ・平成27年4月に自主防災会が防災対策用備品を購入した際の補助金の要綱を改正し、補助対象品目、補助率を拡充したこともあり、補助金の活用は前年を大きく上回った。自主防災会での共助の意識が向上している。 ・浸水対策については、雨水貯留施設の整備は着実に進んでおり、浸水被害緩和のために、新たな雨水貯留施設の整備を進めていく。今後も大地震やゲリラ豪雨への対策を充実させ、被害をできるだけ少なくする「減災」に取り組んでいく。									
	●自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。											
	●浸水被害が軽減され、安全に暮らせるまちになっています。											
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠				
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	
	地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合	%	H20	66.3	-	-	72.4	-	-	68.0	70.0	・市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 防災体制の充実	防災ほっとメール登録者数	1,240人 (H23)	2,233人	- (2,053人)	- (2,585人)	2,400人					○
① 防災危機管理体制の充実	防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等を含めた総合防災訓練の充実を図ります。また、大規模地震発生時における職員初動マニュアルに基づく災害危機管理研修などを定期的実施して危機管理体制の充実に努めます。						平成27年度の総合防災訓練については曾野小学校で予定していたが、悪天候により中止となった。		平成25年度、平成27年度と雨で訓練が中止となったことから、雨でも実施すべきだと声が上がっており、雨天時の訓練の手法について検討し、自主防災会等と協議していく必要がある。	雨の日の訓練の手法について検討をし、自主防災会の意向も確認しながら提案をしていく。	○
② 防災情報通信体制の充実	災害情報や被害報告の迅速かつ的確な収集・伝達のために、防災行政無線等の通信機器の充実を図ります。また、いち早く市民に災害情報などを配信するため、防災ほっとメール等による情報伝達システムを充実します。						現在使用している移動系防災行政無線は古い規格のもので平成34年11月30日に使用できなくなるため、新しい規格に対応した移動系防災行政無線を5台購入し、災害時の通信手段を確保した。		平成34年11月30日で使用できなくなる古い規格の移動系防災行政無線が他に33台あり、これらの更新の計画を持つ必要がある。	移動系防災行政無線の更新については、情報の収集に努め、適切なものとなるよう検討をしていく。	○
(2) 地域防災力の強化	自主防災会防災訓練への参加者数	2,269人 (H21)	1,890人	1,703人	1,479人	2,500人					○
	地震に備えて家具などの転倒防止器具を取り付けている市民の割合	41.3% (H22)	-	46.8%	-	43.0%					○
① 防災意識の高揚	日頃から市民の防災意識を高めるために、広報紙やホームページで防災に対する意識啓発を図るとともに、災害に備えた情報提供や各地区で実施する自主防災訓練及び研修等を実施して、市民の危機管理意識の向上や避難場所の周知徹底を図ります。						広報紙については3月1日号に「防災特集」、ホームページでは感震ブレイカーの設置について掲載を行い、防災意識の啓発を図った。 平成27年度も地震防災講習会を開催し、自主防災会長を中心に87名の出席があった。 また、大規模な直下型地震を想定して、市内にどのような被害が起きるか調査を実施した。調査結果の報告会を開催し、市民の自助、公助の意識を高めることができた。		広報紙、ホームページともに情報を見られるように分かりやすく、見やすい構成となるように引き続き研究が必要である。	ホームページのリニューアルに合わせて、防災に関心を持ってもらえるように分かりやすい情報発信に努める。	○
② 自主防災組織の充実	市内全域で組織されている自主防災組織の強化を図るため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。また、災害時要援護者の把握や安否確認に地域全体で取り組めるように努めます。						平成26年度に引き続き自主防災会が主体となって実施する地域合同防災訓練を3小学校区(岩倉南小、岩倉北小、五条川小)で行った。地域合同防災訓練をこれまで実施できていない岩倉東小学校についても、校区内の住民の大部		東小学校区については、平成28年度に複数の自主防災会が合同で訓練を実施できるよう調整する必要がある。	5小学校区で自主防災会が主体となって合同防災訓練が継続して開催されるとともに、訓練内容	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							分を占める東新町自主防災会と市現地班とで合同訓練を実施することができた。 また、平成27年4月に要綱改正をし、防災対策用備品等整備費補助金の補助率・対象品目等の拡充を行ったため、当初予算を超える要望があった。			も充実していくよう促していく。	
③ ボランティアとの連携強化	災害時に必要な機動性や柔軟性を持つボランティアが円滑に活動できるようにするために、社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携・協力しながら、ボランティアコーディネーターの養成や災害時のボランティアの受入体制づくりなど、ボランティアとの連携強化を進めます。						平成27年度は総合防災訓練が中止になり、ボランティア支援本部運営訓練は実施できなかったが、従来別々に実施していた「ボランティアコーディネーター養成講座」と「フォローアップ講座」を、防災・減災の視点と発災後の復興支援の視点を一連の流れで学ぶことで、災害に関する意識の向上と速やかな復興支援を図ることを目的とした「災害ボランティア講座」として開催した。		平成27年度に初めて「災害ボランティア講座」として行ったが、その効果を検証しながら来年度以降の開催については検討していく。	平成27年度の「災害ボランティア講座」は一定の受講人数は確保できた。今後もボランティアとして活躍する人が増えるよう努める。	○
(3) 防災施設や設備等の整備・充実	公共施設の耐震化率	40.9% (H21)	100%	100%	100%	100%				○	
① 防災施設や設備等の整備・充実	災害発生時の被害を最小限にするため、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。また、学校など公共施設の耐震化の推進や住宅の耐震化・不燃化の促進とともに、防災緑地を確保するなど、災害時における避難場所や防災活動拠点施設などの充実を図ります。						愛知県の南海トラフ地震等対策事業費補助金を活用し、避難所で使用する簡易トイレ、毛布を購入した。 福祉避難所として協定を締結した「一期一会福祉会」に配備する備品、備蓄食料等の購入を行った。		簡易トイレ、毛布については現在想定している避難者数からするとまだ数は足りておらず、備蓄倉庫も不足している。 また、防災拠点となる各小学校に必要な資機材等を集約し、迅速な対応ができるようすることが重要である。	必要な簡易トイレ、毛布、食糧等を購入していくと備蓄倉庫は不足する。適切な場所に備蓄倉庫が確保できるよう検討する。	○
(4) 浸水対策の充実	下水道（雨水）整備計画に基づく雨水貯留施設整備進捗率	12.4% (H21)	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%				◎	
① 浸水対策の充実	集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道（雨水）整備計画に基づき、雨水貯留施設の設置や排水路の整備改修、排水機場等の適切な維持管理、さらに下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を推進します。						岩倉市下水道（雨水）整備計画に基づき、平成23年度は北小学校に地下貯留施設の整備を、平成24～26年度は鈴井門前用排水路の改修工事を行った。また、平成30年度に大矢公園に調整池（貯留施設）を整備する予定であり、平成26年度に基本設計を行い、平成27年度に事業計画を作成した。 加えて、市民の雨水の有効利用に対する意識の向上を図るために、平成23年度より雨水貯留施設等設置費補助金を設け、浸水被害の軽減を図った。		雨水貯留施設等設置費補助金について、制度開始から5年が経過するが、雨水貯留槽の新設は例年7件程度（H25～27の3年平均）あるのに対し、浄化槽転用の実績が1件に留まっているため、更にPRを続ける必要がある。	引き続き、下水道（雨水）整備計画に基づき整備を進めていく。現在は、大矢公園、五条川小学校に調整池（貯留施設）を整備する予定であり、その後は他事業の進捗状況を見ながら整備を進めていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第4節 防災・防犯	責任者	所属	消防本部総務課						
基本施策	2 消防・救急	総合計画書記載ページ	P119-121	(記入者)	氏名	伊藤 真澄						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時に迅速、的確に対応できる消防・救急体制が整備され、消防・救急への安心感が高まっています。</li> <li>●地域の自主防災訓練や救命講習等に積極的に参加している市民が多いまちになっています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防通信指令事務の共同運用に係る整備が完了し、仮運用を開始した。平成28年4月正式運用がされる。</li> <li>・常備・非常備消防とともに必要な資機材・装備の充実を図った。</li> <li>・救急救命士等の養成に努め、救急体制の充実を図った。</li> </ul>									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠				
	消防・救急体制に満足している市民の割合	%	年度 H20	基準値 83.4	H23 -	H24 -	H25 84.2	H26 -	H27 -	H27 86.0	H32 90.0	・市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 消防体制の充実	消防水利充足率	81.0% (H21)	81.7%	82.0%	82.0%	85.0%				○
① 消防力の充実・強化	火災や事故などの災害の発生時に迅速・確実に対応するため、消防施設の整備や装備、消防水利の充実を図ります。						消防通信指令事務の共同運用に伴い、災害現場活動に必要な署活系無線の整備とともに、資機材搬送車や訓練・教養研修に必要な資機材についても整備し、消防力の強化を図った。	老朽化に加え、Nox. PM 法の対象となっている、はしご付消防自動車を更新する必要がある。	訓練塔の施設整備をはじめ、装備の充実を図っていく。	○
② 消防の広域化	増大する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図るとともに、スケールメリットを生かした消防体制の充実・強化をめざし広域化の検討を進めます。						消防通信指令事務の共同運用に向け、高機能消防指令設備・デジタル消防救急無線設備の整備が完了し、平成28年2月からの仮運用を開始した。平成28年4月から正式運用が開始される。	消防通信指令事務の共同運用体制を検証した中で、消防広域化について検討が必要である。	一定の検証期間を経て、消防広域化の検討を進めていく。	○
③ 職員の資質向上	高度な知識・技術を習得するために消防職員の教育訓練を充実し、組織の総合力強化に努めます。						愛知県消防学校の専科教育、消防大学校でのより高度な研修、救急救命士養成所での研修に加えて、丹羽広域事務組合消防本部との人事交流を実施し、職員の知識・技術を向上させることができた。	幅広い知識の習得ができる教育訓練の実施を検討する必要がある。	教育訓練の充実に努めていく。	○
④ 消防団の活動支援	地域に密着した消防防災活動を強化するため、施設や装備の充実、教育訓練等により消防団の活動を支援するとともに、常備消防との連携強化に努めます。						改正された消防団の装備の基準に合わせ、資機材等の整備し、消防団の装備充実を図ることができた。消防団と消防署の合同訓練を年6回実施し、連携強化を図った。	「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の規定に基づき、消防団員の処遇改善について検討する必要がある。	継続して消防団員を確保できるよう、処遇改善に必要な措置について、検討していく。	○
(2) 救急体制の充実	応急手当講習参加者数	1,198人 (H21)	1,094人	1,507人	1,178人	1,440人				○
	普通救命講習参加者数	214人 (H21)	424人	623人	507人	240人				
① 救急サービスの高度化	救急資機材及び装備を充実するとともに、救急隊と医療機関との連携を強化し、救急サービスの充実・高度化を図ります。また、緊急性のない患者等の救急要請により重症者への対応の遅れが生じないよう、救急車の適正利用について啓発に努めます。						救急車及びAEDは計画的に更新している。新たに救急救命士の処置範囲が拡大したことに対応するため、平成27年度に高度シミュレーターを購入した。災害拠点病院での連携訓練に継続的に参加している。また、公共施設を中心に救急車の適正利用に係るポスターの掲示や広報紙により啓発活動を実施するとともに、各種救急講習会での啓発活動を強化した。	救急救命士の処置範囲が拡大し、サービスの充実・高度化が求められている。救急隊員・消防隊員の教育体制の見直しが必要となる。	救急隊員・消防隊員の育成カリキュラム作成について検討していく。	○
② 専門的人材の育成	救急業務全般の高度化に対応するために、高度かつ専門的な知識・技術を習得した救急救命士・救急隊員を計画的に養成します。						平成27年度に救急救命士資格者1人を採用するとともに、1人を救命士養成所へ派遣し資格を取得し、有資格者は、10人となった。救急隊員を平成27年度に3人養成し、44人（救急救命士を含む）となった。	救急救命士の中で気管挿管救命士を育成する必要がある。また新たに平成25年度に救急業務に携わる職員の生涯教育の指針が国から示され、指導救命士の必要性が求められているため、養成計画が必要となる。	計画的に救急救命士及び専門資格取得者を養成していく。	○
③ 救命知識・技術の普及・啓発	より多くの市民が心肺蘇生法・AED（自動体外式除細動器）の取扱いなど、救命知識・技術を習得するために、応急手当講習・普通救命講習・上級救命講習への参加を促進します。						市民に対して応急手当講習・普通救命講習・上級救命講習は継続的に実施している。平成26年度から岩倉中学校2年生を対象とした普通救	平成27年にAHA（アメリカ心臓協会）の心肺蘇生法ガイドライン2015が発表され、内容が変更されたため再受講者に対して混	南部中学校の生徒に対しても普通救命講習を実施できるよう関係者と協	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
							命講習を実施している。また、南部中学校の2年生を対象として応急手当講習を実施している。	乱のない指導が必要となる。 南部中学校の生徒に対しても普通救命講習が実施できるよう関係者と協議・検討が必要である。	議を進めていく。	
(3) 火災予防の充実	住宅用火災警報器設置率	84.9% (H21)	89.1%	59.2%	59.5%	90.0%				○
① 火災予防の充実	市民の防火意識の高揚を図るため、防災講習会の開催や自主防災会・婦人防火クラブ等の活動を支援します。また、防火対象物や危険物施設等の予防査察を強化し、防火管理業務の適正な実行の指導に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置促進のためのPRや指導を行うことにより住宅の火災予防の推進を図ります。						火災予防条例に適合した住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、各種行事で設置促進に努めるとともに、民生委員の協力のもと設置調査を行い、設置促進に努めた。	火災予防条例に適合した住宅用火災警報器の設置率の向上に、有効なPR方法を検討する必要がある。	他市町のPR方法を調査するなど有効な手段を模索し、設置率の向上に努めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第4節 防災・防犯	責任者	所属	危機管理課						
基本施策	3 防犯・交通安全	総合計画書記載ページ	P122-125	(記入者)	氏名	隅田 昌輝						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の防犯意識が高まり、地域の自主的な防犯活動が活発に行われ、犯罪が発生しにくいまちになっています。</li> <li>●幼児から高齢者までの交通安全教育が行われ、市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少なくなっています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防犯体制の強化については、パトロール隊連絡会議や青色防犯パトロール隊合同出発式など新たな取組を行い、地域コミュニティ意識の向上や自主防犯活動の育成・強化を図っている。</li> <li>・交通安全意識の高揚については、交通安全推進協議会による街頭指導を冬場の日没後に実施するなど各種交通安全団体との連携による啓発活動を行った。</li> </ul>									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠				
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	
	歩行者や自転車の交通安全対策に満足している市民の割合	%	H20	61.0	-	-	58.4	-	-	64.0	67.0	・市民意向調査による
	防犯面において安心できると考えている市民の割合	%	H22	23.8	-	-	-	28.6	-	25.0	27.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 地域防犯体制の強化	防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合	74.0% (H20)	-	71.7%	-	76.0%				○	
	犯罪発生件数	1,229件 (H21)	615件	508件	527件	1,100件					
① 地域コミュニティ意識の向上	地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通して、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。							警察、子ども・高齢者、学校・地域を代表する諸団体で構成する防犯ネットワーク会議において、各種団体間での意見交換や活動情報を共有し犯罪防止に努めてきた。平成27年度は地域安全パトロール隊の連絡会議を開催して情報交換や各パトロール隊の取組状況の紹介などを行った。これらの活動により市民へ犯罪撲滅を呼びかけ、平成26年に比べ犯罪発生件数は僅かに増加したものの、目標値の半数以下に減少することができた。	地域での防犯教室の開催は、実施方法について検討・改善が必要である。	引き続き、各種団体との意見交換や情報提供、防犯活動を実施していく。	○
② 地域の自主防犯活動の育成・強化	地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っていきます。また、子どもが危ない目にあった場合に助けを求めるときの「子ども110番の家」の増設を市民・事業所等の協力を得ながら促進します。							地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行った。子どもの緊急避難場所としての「子ども110番の家」の周知・啓発を図った。平成27年度からは、地域の自主防犯活動による防犯設備・備品の購入補助について、修繕も補助対象となるように制度拡大を図った。また、各種団体や地域安全パトロール隊等の協力を得て、犯罪撲滅啓発活動を実施したほか、青色防犯パトロール隊合同出発式を行った。	防犯設備等補助金申請の件数が減少傾向にあるため対策が必要である。	防犯設備等補助金申請の件数増加に向けて、補助率や補助内容の検討をしていく。	○
(2) 防犯対策の環境整備	防犯灯設置数	3,034基 (H21)	3,163基	3,183基	3,202基	3,244基				○	
① 防犯灯の整備	犯罪の発生を抑制して市民を犯罪から守るため、防犯灯の整備を推進します。また、蛍光管等の交換や修繕などの維持管理についても、地域との連携を図りながら迅速に対応していきます。							平成27年度は各行政区からの防犯灯設置要望に基づき、19基LED防犯灯を新規に整備した。	防犯対策の環境整備として、防犯灯に加え防犯カメラの整備についても検討が必要である。	引き続き、防犯灯や自転車盗対策のための防犯カメラの整備を推進していく。	○
② 犯罪情報等の提供の充実	防犯対策の必要性を啓発し防犯意識の向上を図るため、広報紙やホームページを通じて窃盗犯主要手口別の犯罪発生状況などの情報を提供するとともに、個人や家庭で活用できる防犯物品の紹介を行います。							ホームページにて犯罪発生状況などの情報提供を行うとともに、警察作成の「交番だより」も掲載をするなどして具体的な犯罪発生傾向や対策の周知に努めた。	犯罪発生件数は前年に比べ19件増加した。特に自転車盗が増加しており、一層の周知及び防犯対策が必要である。	自転車盗減少に向け、広報紙やホームページのリニューアルに併せ内容を充実し	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
							また、広報紙で自転車盗、侵入盗などの防犯対策を紹介した。 いわくら市民ふれ愛まつりでは、防犯コーナーを設け防犯物品の紹介と犯罪防止の啓発を行った。		ていく。	
(3) 交通安全意識の高揚	交通安全教室参加者数	3,302人 (H21)	3,154人	2,792人	3,544人	3,400人				○
① 交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	幼稚園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、児童・高齢者には、より実践的な交通安全教育を行います。また、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体による啓発活動を支援します。						幼児・児童・高齢者を対象とした交通安全教室や各種交通安全団体との連携による啓発活動の支援を行った。 交通安全推進協議会による街頭指導では、これまでの朝の実施に加え、冬場の日没後に実施し啓発を行った。 また、高齢者運転免許証自主返納事業では支援内容の見直しを行い事業の充実を図った。	高校生を対象とした交通安全教育・啓発活動の実施についても検討が必要である。	児童・高齢者に対する交通安全教育について、活動の活性化のため、様々な取組をしていく。	○
② 交通ボランティア等の自主活動の育成・支援	通学路における児童の交通安全を地域ぐるみで見守るために、交通ボランティア等の地域活動の育成と支援を促進します。						通学路における児童の登校・下校時にPTA等により、地域ぐるみの見守り活動が行われている。児童の交通安全啓発活動に対して、交通ボランティアと連携・支援を行っている。	通学路安全ボランティア登録者数の拡大に向けて一層の周知が必要である。	引き続き、通学路安全ボランティア登録者拡大に向けた様々な取組をしていく。	○
(4) 交通安全環境の整備	交通事故（人身事故）件数	238件 (H21)	213件	236件	214件	230件				○
① 交通安全施設の整備	安全・安心な交通環境を確保するため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、破損施設の早期発見及び修繕などの適切な維持管理に努めます。また、歩行者等が安全に通行できるように、あんしん歩行エリアの整備を拡充します。						カーブミラーを10基、道路照明灯を1基、ネットフェンスを44m新設した。また、破損している施設の適切な維持管理を行い、区画線の引き直し・交差点のカラー舗装化などを実施し、安全な交通環境の整備ができた。	カラー舗装化した通学路が施工後4年経過するため、再施工は未定であるが、計画的な引き直しが必要となり、維持管理費が増加する。	引き続き、施設の適正な維持管理に努める。	○
② 違法駐車防止	警察との連携により、路上駐車・迷惑駐車に対するモラル向上の啓発活動や放置自動車対策に努めます。						迷惑駐車対策として、警察・地域交通安全活動推進委員による駐車パトロールを月1回実施している。 放置車両対策として、月1回のパトロール（毎年2月には放置車両キャンペーンとして毎週）の実施と通報により対応している。放置車両の発見に努めるとともに発見した際は所有者に撤去指導を行っている。	啓発及び注意喚起を行っても改善が見られない箇所について、交通規制の強化も含めた要望・検討が必要である。 放置車両については、長期放置されているものに対する早期解決策の検討が必要である。	引き続き、パトロール等により対応していく。	○